

指定管理者議案説明資料

所管 北区市民部地域振興課

施設の名称（所在地）	札幌市太平百合が原地区センター（北区太平 12 条 2 丁目）
選定方法	非公募（別紙 1 参照）

1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市区民センター条例
(2) 設置目的	地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与すること。
(3) 施設の事業内容	貸室事業、区民講座の実施、地域住民の交流等を目的とした事業、施設活用事業（空き室等の無料開放）、図書室業務、清掃・警備等施設の維持管理業務
(4) 現在の指定管理者	特定非営利活動法人太平百合が原ブリッジ
(5) 指定管理費	28,060 千円（令和 4 年度予算額） ※利用料金制度

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	特定非営利活動法人太平百合が原ブリッジ
所 在 地	札幌市北区太平 12 条 2 丁目 1 番 17 号
代 表 者 名	理事長 山崎 晋一
設 立 年 月 日	平成 17 年 8 月 1 日
設 立 目 的	北区太平百合が原地区の住民の方々を対象として、「地域住民が自らつくる住みよいまち」を目指し、太平百合が原連合町内会等と連携して地域住民の生涯教育やコミュニティ活動を行うとともに、住民が安心して暮らせる福祉ネットワーク活動を積極的に推進する。併せて、地域住民が情報化社会に対応できるように I T 活用の支援活動等を通じて、まちづくりの推進に寄与すること。
基 本 金	なし
職 員 数	3 人（令和 4 年 3 月 31 日現在） ※役員及び嘱託職員、臨時職員等を除く。
事 業 概 要 (令和 4 年度)	(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 情報化社会の発展を図る活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
決 算 (令和 3 年度)	収 入 36,585,632 円 支 出 35,670,132 円

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

施設総支出	37,845	37,845	37,845	37,845	37,845	189,225
指定管理業務に係る支出	37,470	37,470	37,470	37,470	37,470	187,350
自主事業等支出	125	125	125	125	125	625
利益還元	250	250	250	250	250	1,250
収支の差額	85	85	85	85	85	425

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

別紙 1

選定方法を非公募とした理由

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、全 10 区に設置している施設である。

また、区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進することを目的として、市内 26 か所にコミュニティセンター及び地区センターを設置している。

今日、地域社会においては、町内会加入率の低下、一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により地域活動の機会が減少したことに伴う住民相互の関係性の希薄化など、様々な課題が存在しているところ、区民センターは、その設置目的から地域住民が集う地域コミュニティ形成の場として、これらの課題解決に重要な役割を担っており、課題解決に当たっては、地縁による人間関係又は信頼関係の構築が、より一層求められているところである。

区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）が、地域社会に関係の深い団体によって継続的に管理運営されることにより、地域住民がまちづくり活動に直接参加する機会が作られ、地域住民自らが区民センター等の管理運営を通して把握された地域課題の解決に取り組むことにより、地域住民間の信頼関係が築かれ、地域社会における絆の強化につながることとなる。また、まちづくり活動の担い手の育成に寄与することも期待される。

さらに、区民センター等は、災害時には避難施設となる地域における防災の重要な拠点でもある。このような区民センター等を、地域の実情を熟知し、避難住民との信頼関係が構築されている団体が継続して管理運営を行うことにより、災害時において円滑な管理運営が行われるという効果も見込まれる。

札幌市区民センター条例において、施設の設置目的の実現を図るため、地縁による団体により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体により、良好な管理運営が行われている場合には、継続的に管理運営を行わせることができることとされている。

現在の指定管理者である特定非営利活動法人太平百合が原ブリッジは、これまでの指定管理期間において、地域住民と運営方法について十分な意見交換を行うなど、地域住民と良好な関係を築いていることから、管理運営に関わりを持つ地縁団体である太平百合が原連合町内会より引き続き指定管理者として推薦を受けており、また、これまで良好に札幌市太平百合が原地区センターの管理運営を行ってきた。については、特定非営利活動法人太平百合が原ブリッジに引き続き指定管理者としての申込みを求めるため、札幌市太平百合が原地区センターに係る指定管理者を非公募とする。

別紙 2

札幌市太平百合が原地区センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

- 第1回 令和4年8月8日 募集要項、選定方法等について
第2回 令和4年10月4日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

- 委員長 石井 吉春 北海道大学公共政策大学院客員教授
委員 中出 昭彦 北区市民部長
委員 庄司 正史 公認会計士
委員 菅原 雅子 社会保険労務士
委員 菊池 洋子 児童デイサービス「コンチェルト」統合施設長
委員 清水 和夫 北区青少年育成委員会連絡協議会議長
委員 佐藤 正司 北区老人クラブ連合会会長

3 応募団体

1団体（非公募）

特定非営利活動法人太平百合が原ブリッジ（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙1のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

特定非営利活動法人太平百合が原ブリッジ 理事長 山崎 晋一
札幌市北区太平12条2丁目1番17号

(2) 選定の理由

特定非営利活動法人太平百合が原ブリッジの提案書では、札幌市太平百合が原地区センターの管理運営業務の各要求水準を満たしており、さらに、同センターの選定基準に照らし、平等利用の確保の点で公平性の観点に基づいた方針を立て、施設の効用発揮の点で地域の特徴や利用者ニーズを十分に把握しており、雇用安定にも寄与する内容となっている。

また、経営の安定性の点で安定した管理を行う経営能力を備えており、管理費用の縮減の点では効率的運営の工夫が積極的に図られた提案となっており、高い評価になっている。

以上の点から、札幌市太平百合が原地区センターの設置目的を効果的に達成するために、特定非営利活動法人太平百合が原ブリッジは指定管理者の候補として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	5点	3.6点
②施設の効用発揮	85点	67.2点
③雇用安定への寄与	30点	17.6点
④安定経営能力	50点	37.4点
⑤管理経費の縮減	30点	27.0点
合計	200点	152.8点
得点率	—	76.4%